豊岡市立中・義務教育学校部活動指導員人材バンク登録者募集要項

豊岡市教育委員会では、豊岡市立中学校及び義務教育学校の後期課程における教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動（以下「部活動」という。）において、指導の質的な向上を図るとともに、担当する教員の負担を軽減するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の２に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を募集する。

１　職務内容

(1) 日常的な部活動の指導

(2) 部活動の顧問

(3) 大会・練習試合等への引率及び指導（ただし、主催者が許可する場合に限る）

(4) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

(5) 用具・施設の点検・管理

(6) 部活動の管理運営（会計管理を含む）

(7) 保護者等への連絡

(8) 年間・月間指導計画の作成

(9) 部活動中の日常的な生徒指導

(10) 事故が発生した場合の現場対応

(11) 豊岡市教育委員会が指定する研修会等への参加

(12) その他、必要な部活動の指導業務

２　任用条件

(1) 地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者

(2) 下記の要件をすべて満たす者のうちから、市教育委員会及び当該学校長が適切と

　　判断した者

①当該校における、部活動指導方針に沿った指導を行うことができる者

②学校での部活動の指導経験がある者、又は日本スポーツ協会・文化団体等の公認資

格を有する者、もしくは同程度の指導知識・技能を有すると判断できる者

③部活動の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した専門的な指導ができる者

④国公立諸学校の教職員以外の者（時間講師は可）

３　勤務条件

(1) 配置校　豊岡市内の市立中・義務教育学校

(2) 勤務日　週当たり５日以内を原則とし、校長が指定する。（休日のみの勤務も可。）

ただし、平日の週１日、土日の休業日の週１日は、部活動を実施しない。

(3) 勤務時間　平日１日２時間以内、休日１日３時間以内を原則とする。ただし、校長

が必要と認めた場合はこの限りでない。

(4) 報　酬　　１時間あたり1,600円（交通費込）

　　　　　　　　健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険の適用無し

　　　　　　　　労働者災害補償保険の適用有り

(5) 任用期間　令和８年２月28日まで　※１年ごとの任用

４　名簿登載する部活動

(1) 運動部活動

　　　軟式野球、ソフトボール、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレー

ボール、卓球、剣道、陸上競技、ボート

(2) 文化部活動

　　　吹奏楽、合唱、美術

５　応募方法

(1) 提出書類

　　　豊岡市部活動指導員申込用紙

(2) 提出先

　　　豊岡市教育委員会学校教育課指導係

　　　　〒668-8666　豊岡市中央町２番４号

　　　　TEL:0796-23-1452　FAX:0796-23-6577

 E-mail:kodomokyouiku@city.toyooka.lg.jp

(3) 提出方法

　　①直接持参または郵送で提出（封筒の表側に「部活動指導員申込」と朱書き）

　　②FAXまたは電子メールで提出

(4) 受付期間

　　　令和７年４月１日～令和７年12月26日

６　選考

　　書類審査及び面接審査

　　　受付期間中に応募された書類審査及び面接審査を実施する。面接審査の日時は、

個別に連絡する。

７　選考結果の通知

　　選考の結果通知書を郵送する。電話での合否照会には応じない。

８　任用

(1) 人材バンクへの登録について

・選考基準に達したと市教育委員会が判断した者を合格者とし、「豊岡市部活動指

導員人材バンク」に登録する。

・登録の有効期間は、登録日の属する年度を含む３年間（３月末日まで）とする。

・登録されても、必ずしも任用されるとは限らない。

(2) 配置校の決定等について

①指導員の配置を希望する学校のニーズ等を考慮して、市教育委員会と当該中・義務

教育学校の協議により、配置候補者を選定する。

②配置候補者には、当該中・義務教育学校長から連絡が入り、学校関係者（校長、教

頭、顧問等）と面接を行い、勤務条件・活動条件等の確認をする。

③両者が勤務条件・活動条件等で合意すれば配置校の決定となり、任用に係る事務手

続きが完了次第、勤務開始となる。

９　その他

(1) 提出書類は受付後返却しない。

(2) 書類等により取得した個人情報は、選考・人材バンクへの登録・採用に関する事務

のみに使用し、豊岡市個人情報保護条例に基づき適正に管理する。